

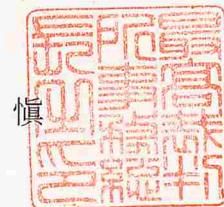
最高裁秘書第825号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、高松高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

#### 1 苦情の申出の内容

##### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

高松高裁において、新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況に応じて裁判事務をどのようにしていくかを、事件処理について責任を負う立場にある裁判官が中心となって部などの場で検討し、部の職員、庁全体で認識を共有していく作業において作成し、又は取得した文書

##### (2) 苦情の申出がされた日

令和2年8月20日付け（同月24日受付）

#### 2 答申番号

令和2年度（情）答申第36号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）